

令和 7 年度 高島市地域包括支援センター運営方針

高島市

この運営方針は、介護保険法第115条の46条第1項の規定に基づき、高島市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

1. センター設置の目的

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるためには、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に確保されるとともに、地域共生社会の実現に向けた「地域の支えあい」が備わった地域包括ケアシステムを推進し、その人らしい生活を支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持および生活の安定を図り、自立した生活の実現と継続のために必要な援助を行うとともに、地域の保健医療の向上および福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置する。またセンターは、地域包括ケアシステムを推進するための中核機関となるよう取り組みを進めることとする。

2. センター業務の運営方針

（1）高島市の地域包括ケアシステムの構築方針

第2次高島市総合計画においては、「豊かな自然に抱かれながら、いきいきとした人々の活動や交流による、元気で活発なまち」を将来の目標像としており、その中で健康・福祉分野においては「わけへだてなく『つむぎ』あえるまちづくり」に取り組むこととしている。

また、高島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、「共に暮らし 共に支える 長寿たかしま」を基本理念とし、以下の5つの基本目標を掲げ、地域包括ケアシステムの推進に取り組むものとしている。

- ①地域で支える生きがいづくり
- ②暮らしを支える地域づくり
- ③認知症の人と家族を支える体制づくり
- ④安心安全を支える生活環境づくり
- ⑤みんなを支える介護保険

センターはこの取り組みの中核機関として、高齢者の自立支援や重度化防止をはじめ、医療と介護の連携推進、生活支援体制の整備、認知症対策の充実、地域共生社会の実現など高齢者に対する施策を総合的、体系的、計画的に推進していくことが必要であることから、担当圏域の住民ニーズを早期にかつ的確に把握し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種によるチームアプローチで包括的支援業務を実施する役割を担うものとする。

(2) 市域全体で取り組むべき業務の方針

①高齢者の社会参加の促進と介護予防の推進

高齢者が生きがいを持ちながら、社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者自ら健康づくりと介護予防に取り組むための基盤づくりを行う。また、虚弱高齢者を早期に把握し、必要な支援につなぐなど、重度化防止のための取り組みを行う。

②高齢者虐待防止や権利擁護の推進

高齢者の虐待防止と養護者に対する支援のために、連携を密にしながら以下の取り組みに努める。

ア 高齢者虐待防止に関する普及啓発や相談体制の整備

イ 早期発見などにつなげるための地域や専門職等とのネットワークの構築

ウ 介護事業所などのケア関係者の高齢者虐待防止に係る意識と知識の向上（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引きの活用）のための取り組み推進

エ 成年後見制度利用促進

③認知症に関する取り組みの推進

認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症の正しい理解の促進や、認知症の方を地域で支える体制整備を推進するとともに、認知症ケアパスの活用と認知症に関する相談支援の強化に努める。

サービスにつなげることが困難な認知症の方への支援については、認知症初期集中支援チームとの連携を図り、迅速な対応につなげる。

④生活支援体制整備の推進

地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備、および日常生活圏域における住民主体の取り組みによる地域づくりを目指して、生活支援コーディネーターとの協力・連携を図るとともに、生活支援体制整備協議体へ参画し、高齢者の生活支援体制整備に努める。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療連携コーディネーターと連携を図り、高島市医療連携ネットワーク運営協議会などに参画し、医療・介護・保健・福祉等専門職との多職種協働の推進を図る。

また、地域における医療・介護関係機関との連携体制を強化するために関係機関に地域包括支援センターの役割などの周知を行うとともに、顔の見える関係づくりから、医療と介護を包括的に切れ目なく提供できる体制構築につなげることができるよう取り組む。

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

高齢化が進むとともに、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増えてきている中、虚弱高齢者や認知症高齢者が増加していく見込みであることから、介護予防の推進や地域の見守りネットワークの構築を進めていくことが必要である。

3. 地域社会および専門職とのネットワーク構築に関する方針

(1) 高齢者支援のためのネットワークの構築

高齢者が医療・介護・福祉・保健などのサービスを適切に利用できるよう、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、ボランティア、その他地域における関係者と連携し、高齢者支援のためのネットワークの構築を進める。

(2) 地域づくりに取り組むネットワークの構築

地域の現状や課題、目指すべき姿などについて、地域住民をはじめ民生委員、区・自治会などの様々な関係者や医療、介護、福祉などの専門職や生活支援コーディネーターなどと共有・検討する機会を設け、共に住みよい地域づくりに取り組むネットワークの構築に努める。

4. 総合相談支援業務の実施方針

総合相談支援業務においては、地域に住む高齢者などに関する様々な相談を包括的に受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、センターとしても継続的に支援していくものとする。

また、高齢者などが自分らしい生活を継続するための自己決定への支援、様々な問題に対して予防的対応ができるような個人と社会へのアプローチや地域づくり、権利擁護の視点に基づく支援について常に念頭に置きながら、センター職員の専門性を活かしたチームアプローチにより総合相談業務に取り組む。

さらには、「制度の狭間」や「複合的課題を抱える」など処遇困難ケースに対しては、市のくらし連携支援室などとの連携を図りながら相談支援にあたるものとする。

5. 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

要支援者および事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境等に応じて、生活機能の改善、自立支援を目指し、介護予防・日常生活支援サービスほか一般介護予防事業、住民主体の通いの場等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

アセスメントに際しては、「基本チェックリスト」「興味・関心シート」などのアセスメントツールを活用し、適切なアセスメントを実施する。また「自立支援サポート会議」を積極的に活用し、高齢者の自立支援に対し多職種からの助言をもとに効果的なケアマネジメントを展開する。

一部委託している居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが適切に作成されているか等について確認を行うとともに、支援の評価についても確認を行い、当該評価を踏まえて方針等を決定する。

6. 指定介護予防支援事業に係る実施方針

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスなどを適切に利用できるように、その心身の状況や置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画を作成し、指定介護予防サービスなどの提供が確保されるように、介護予防サービス事業者などの関係機関との連絡調整などを行う。業務の実施に当たっては「高島市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号）」を遵守する。

7. 地域の介護支援専門員に対するケアマネジメント支援の実施方針

地域の介護支援専門員に対し、日常的な個別事案への相談・支援や困難事例などへの指導・助言を行う。

また、介護支援専門員に対する①関係機関との連携体制構築支援②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援③介護支援専門員などの実践力向上支援などの環境整備を市と連携しながら行う。

8. 地域ケア会議の運営方針

地域住民や関係者からの相談により把握された処遇困難ケースへの支援や、認知症の方の一人歩きに関する支援、複合的な課題を持つケースへの支援を検討するため、地域ケア個別会議を随時開催する。

会議では個別ケースの抱える問題の解決や地域での支援体制の構築などについて検討し、高齢者等が地域においてその人らしい生活が継続できるよう支援する。

自立支援サポート会議では、介護支援専門員などによる自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や高齢者などの実態把握及び地域のネットワークの構築を目的として実施する。また、個別の事例検討では解決できない地域の課題を抽出し、市や地域住民、他機関などとともに必要な社会資源

の構築につなげられるよう努める。

9. 市（基幹型地域包括支援センター）と委託型地域包括支援センターの連携方針

市は、地域を担当しながら委託型地域包括支援センター（以下「委託型センター」という。）の後方支援を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という）と特定の地域を担当する委託型センターを設置する。

基幹型センターは、センター業務の効果的・効率的・一体的な体制整備に努めるとともに、委託型センターに対し、その運営について情報提供や総合調整、指導・助言等適切に関与することとする。

委託型センターは、市（基幹型センター）との連携を常に図り、相互に関係する情報や取り組みの共有を行うなどにより、適切かつ柔軟なセンター運営を行うものとする。

なお、包括的支援事業の実施に係る事項は、別紙のとおりとする。

また、基幹型センターの担当地域における業務は、委託型センターと同様とする。

10. 地域包括支援センター運営協議会に関する方針

センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正、かつ中立的な運営の確保について評価するため、高島市に地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

センターは、運営協議会に以下の書類を提出するとともに、運営協議会に出席し必要な報告を行うものとする。

- ①当該年度の事業計画および進捗状況
- ②前年度の事業実施報告および収支決算書
- ③その他運営協議会が必要と認める書類

また、運営協議会の意見を次年度の事業に反映し、センターの取り組みがさらに充実できるようにする。

11. 公平・中立性確保のための方針

センターは運営協議会の意見や評価を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保する。

センターの職員は、その運営が常に地域の意思に基づいて行われるものであることを十分に認識する。

特に、介護予防サービス計画の作成過程において、特定の業者が提供する

サービスの利用を不当に誘引しないように、また、介護予防サービス計画において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないようにする。要介護者への指定居宅介護支援事業者の紹介を公平・中立に行うように配慮する。

1 2. 地域住民に対する周知に関する方針

センターは地域住民に対し、センターの役割・機能および所在地や担当圏域、業務時間など必要な事項についてわかりやすく周知する。

1 3. 障がい者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、自らの機関ではその解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、以下のとおり対応すること。

- (1) 当該地域生活課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討すること。
- (2) 上記(1)により、支援関係機関による支援の必要があると判断した場合には、適切な支援機関につないでいくこと。
- (3) 必要に応じて適切な支援関係機関につないだ後であっても、引き続き、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援にあたること。

1 4. 感染症等への対策

(1) 感染症対策等に関する情報収集

平時より、感染症の動向を把握するほか、行政機関や関係団体から発せられる通知や各種マニュアル等の情報収集に努めること。

(2) 業務継続に必要な感染予防策の徹底

職員は、日々の健康管理に努め業務継続に向けて各種感染対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事すること。

令和7年度 高島市地域包括支援センター 事業計画

高島市地域包括支援センター

事業方針

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、医療・介護・保健・福祉や地域住民との連携に努め、高齢者支援のためのネットワーク構築を行います。介護サービスをはじめ福祉サービス、権利擁護、高齢者等の様々な相談に対して、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員それぞれが専門性を活かし、チームアプローチを行います。

事業目標

①高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進および介護の重度化防止

高齢者が生きがいをもちながら、社会で役割をもって活躍できるように支援していきます。そのために、高齢者が自ら健康づくりと介護予防に取り組める基盤づくり、また、虚弱高齢者を早期に把握し、必要な医療や介護予防サービスにつなぐなど、重度化防止のための取り組みを行います。

②地域包括ケアの推進

地域住民がいつまでも「自分らしい生き方」ができるよう、身近な地域でささえあう仕組みづくりと、生活支援コーディネーター・在宅医療連携コーディネーター・認知症地域支援推進員を中心に医療・介護・保健・福祉などの連携強化に取り組んでいきます。

③高齢者の尊厳と自己決定への支援

高齢になっても地域で自分らしい生活が継続できるよう、問題が複雑化するまでの段階で、自分の思いを誰かに伝えられるとともに、本人が安心して最期まで生活できるように支援していきます。また、専門的・継続的に高齢者虐待防止の取り組みを行い、早期発見のための地域づくり、体制整備に取り組めます。

④地域包括支援センターの機能強化

市全体の施策企画や事業推進を行うとともに、委託型地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行い、連携体制を強化しながら高齢者支援を行っていきます。

実施事業（別紙参照）

高島市地域包括支援センターの業務

**【指定介護予防支援事業所運営事業】**

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として、要支援者の介護予防サービス計画を作成
一部居宅介護支援事業所へ委託(訪問型サービス又は通所型サービスのみのプランの場合は地域支援事業による)